

## 原告側の主張に耳を傾けた、 実質的かつ道理にかなった審理を要請する請願署名

2001年に兵庫県姫路市で起きた2人組の郵便局強盗についてジュリアスさん(仮名)が、捜査機関の証拠隠し、証拠改ざんがあったと訴えている裁判で神戸地裁はジュリアスさんの請求を棄却する判決を行いました。その理由に私たち市民は納得できません。

原告が提出した数々の証拠は、捜査機関による証拠隠しや証拠改ざんがあったことを十二分に裏付けるものですが、判決はこれらの証拠に真摯に向き合わず、「消滅時効」として訴えを退けるものでした。私たちは本件のようなケースで時効の成立を認めることは著しく正義に反すると考えます。また、この判決は、証拠の分析にふみこめば原告主張の事実を認められないため、裁判官が判断することから逃げたものではないでしょうか。つまるところ、この裁判で問われているのは、不正義を放置するか是正するか、被害者を救済するか見て見ぬふりをするか、裁判所がいずれの立場をとるかです。

この間、多数の冤罪事件で再審無罪が確定しており、その多くで捜査機関による証拠かくしや改ざんがあったことが明らかになりました。警察、検察が不適切な捜査を行うことがあるということは今や市民の常識になっているといえるでしょう。こうした悲しい現実を正すのは裁判所をおいてほかにありません。私たち市民は貴裁判所に大きな期待を寄せています。つきましては、次の事項を要請いたします。

**【要請事項】** 判断にあたっては、原告提出の証拠の詳細な分析が欠かせません。控訴審においては、原告代理人の主張に十分、耳を傾け、実質的かつ、道理にかなった審理を行うことを要請します。

2020年 月 日

大阪高等裁判所 第6民事部 大島眞一裁判長 殿

名 前	住 所

